

遊休農地の発生防止と担い手農家への 円滑な農地集積を支援しています【売買編】

農地を次世代に残していくために、(財)長野県農業開発公社（以下、公社）を通じて、意欲ある農業者に農地を集約しましょう。

■農地を売りたい方

税制の特例が受けられます

- 1 譲渡所得 800 万円までが特別控除されます。
 - 2 農地代金は、契約後、速やかに支払います。
- ※公社の利用は、農業振興地域内の優良農地をまとめて売買する場合に限定されます。

(売買例)

区分	相対の売買	公社を活用した売買
農地売買代金	1,000 万円	1,000 万円
取得費+譲渡費用	50 万円	50 万円
特別控除額	0 円	800 万円
課税所得額	950 万円	150 万円
税金 (課税所得の 20%)	190 万円	30 万円

■農地を買いたい方

税制の特例が受けられます

- 1 登録免許税の税率が軽減されます。
- 2 不動産取得税が取得した土地評価の 1 / 3 相当控除されます。
- 3 安心して農地を買え、計画的な規模拡大ができます。



市内の農地の現状 **2 割弱**が耕作放棄地

平成 23 年度 農地利用状況調査（小諸市農業委員会）によれば、市内の農地 3,560ha のうち、587ha（約 16%）が耕作放棄地になっているという結果が出ています。耕作放棄地は、一年以上耕作がされておらず、今後も作付けの予定がない農地をいいます。また、再生され利用されている農地がある一方で、年々、荒廃の程度が進んでいる農地が増えています。

■耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

耕作がされず、荒廃してしまった農地の再生作業に対し、国は平成 25 年度まで一定の補助をすることとしています。農地を借りて規模を拡大したい方、新規就農者のみなさんは、この制度を、農業経営基盤を確立するためにご活用ください。市農業委員会も農地の斡旋等お手伝いいたします。

▼問い合わせ先

【公社を通じた売買を希望する方】(財)長野県農業開発公社 佐久支所（佐久地方事務所内）

0267-63-3111（代表） 内線 338

【耕作放棄地再生を希望する方】小諸市農業委員会 内線 275